

## 様式第三十二（第12条関係）

### 認定新事業活動計画の内容の公表

#### 1. 認定をした年月日

令和4年12月21日

#### 2. 認定新事業活動実施者名

合同会社トレルビ

#### 3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組についての検討を行う。
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進。
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を行う。
- 電動キックボードを活用した観光促進企画を創出し実施することにより、東北地域内の（特に効果的に活用されていない）道路や拠点を繋ぎ、集客や地域活性化に繋げることで新たなビジネスモデルの創出を行う。

併せて、復興沿岸地域（自転車専用道路含む）での企画創出や実施も行うことで復興沿岸地域の集客や活性化にも繋げる。

#### 4. 認定新事業活動計画の内容

##### （1）新事業活動に係る事業の内容

下記（2）に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組についての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を行う。また、東北地域内の観光拠点（自治体、企業、団体など）に対して、電動キックボードを活用した観光推進企画を提供し、集客や地域活性に繋げられるか、ビジネス性も含めた検証を実施する。

##### （2）新事業活動を行う場所の住所

宮城県仙台市の一帯

##### （3）規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1）、2）、3）をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切

を行う旨が記載されていること。

- 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

- (ア) 長さ 140センチメートル
- (イ) 幅 80センチメートル
- (ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

- (ア) 原動機として、電動機を用いること。
- (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- (ウ) 運転者席は、立席であること。

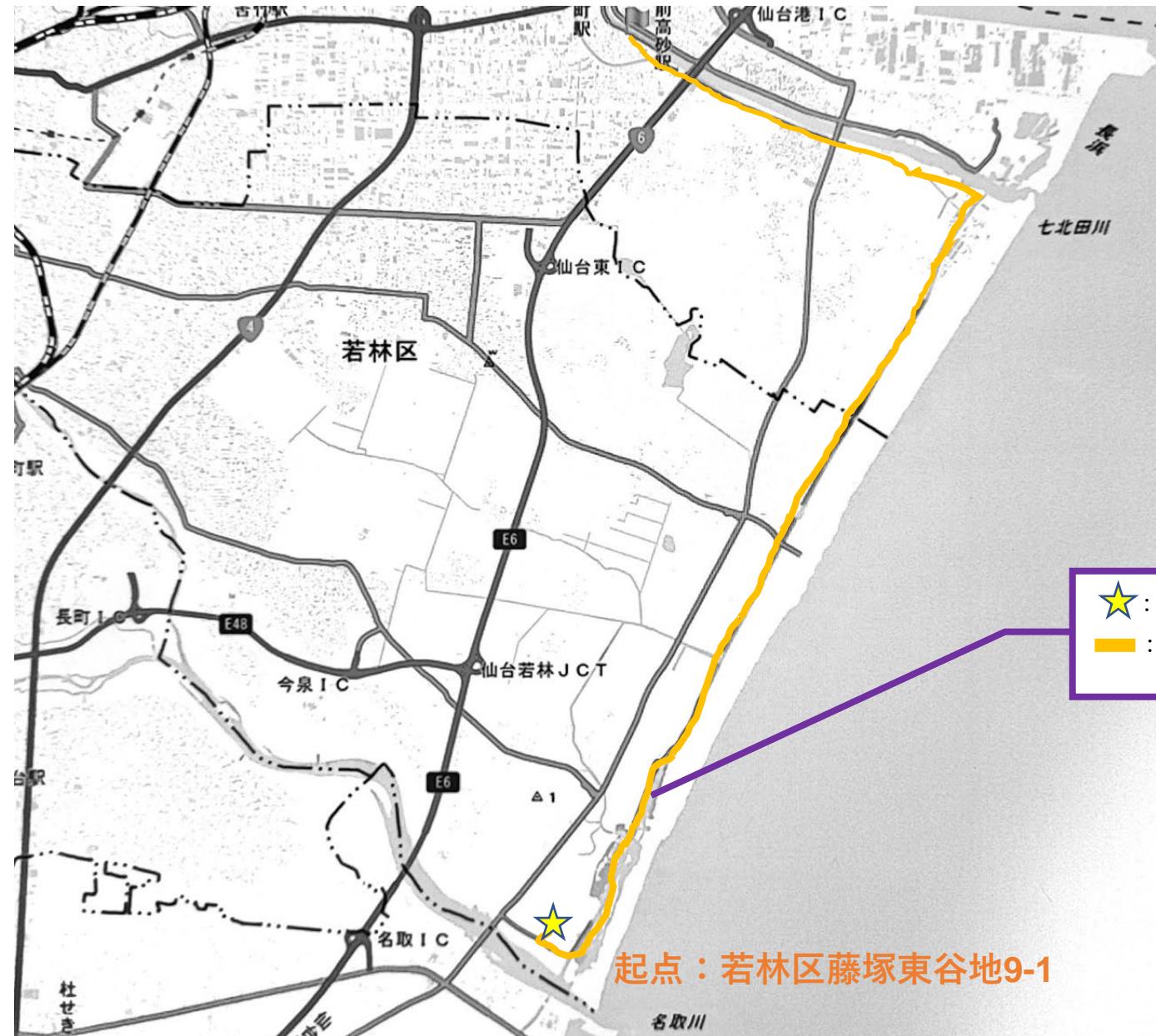
## 5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

令和4年12月～令和6年4月

# 【エリア図】宮城県仙台市（合同会社トレルビ）

1

終点：宮城野区福田町2-20-1



- ★ : アクアイグニス仙台
- : 仙台亘理自転車専用道路

起点：若林区藤塚東谷地9-1

マップ引用先：  
国土地理院ウェブサイト